

遵 守 事 項

- (1) 物品を使用する際は正しく装着するとともに、活動中の安全管理に十分な配慮を行います。
- (2) 物品の使用により借受者が受けた被害（事故等）、または借受者が第三者に与えた損害（事故等）に対して、物品提供元（琵琶湖の子ども達にライフジャケットを）および貸出施設（オーパルオプテックス株式会社）は一切その責任を負わないことを了承します。
- (3) 使用中に物品が破損した場合は、その使用を取りやめ、速やかに申請書提出先に報告を行います。物品の破損、紛失等については、申請者がその責任を負います。
- (4) 活動終了後は以下の作業を行います。
 - ア 物品を洗浄して汚れを落とし、十分に乾燥させて返却します。
 - イ 物品の数や異常の有無を確認した上で返却します。
- (5) 第三者には転貸しません。

※ライフジャケットを着用しても水難事故は起こります。子どもが水辺に近づいたとき、また遊泳中は大人が目を離さず監視してください。